

厚生科学研究「子ども家庭総合研究事業」

わが国における生殖補助医療の実態と  
その在り方に関する研究

平成 10 年度研究報告書

平成 11 年 3 月

主任研究者 矢内原 巧

矢内原  
巧

平成 10 年度 厚生科学研究「子ども家庭総合研究事業」

## わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究

主任研究者

昭和大学 矢内原 巧

分担研究課題ならびに分担研究者

1. わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究

昭和大学 矢内原 巧

2. 生殖補助医療の安全性に関する研究

浜松医科大学 寺尾 俊彦

3. 双胎児の出生前評価に関する研究

宮崎医科大学 池ノ上 克

4. 男性不妊の実態及び治療等に関する研究

東邦大学 三浦 一陽

# 目 次

総 括 報 告		矢 内 原 巧
1. わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究		
わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究	昭和大学	矢 内 原 巧
卵管鏡下卵管形成法の適応拡大に関する技術的検討に関する研究	慶應義塾大学	吉 村 泰 典
患者から見た不妊治療の在り方に関する研究	(社) 日本家族計画協会クリニック	北 村 邦 夫
2. 生殖補助医療の安全性に関する研究		
生殖補助医療の安全性に関する研究	浜松医科大学	寺 尾 俊 彦
卵巣過剰刺激症候群の発症防止に関する研究	浜松医科大学	寺 尾 俊 彦
多胎妊娠の疫学—本邦における多胎児の出産率、周産期死亡率と乳児死亡率の年次推移並びにこれら死亡率に影響を及ぼす要因	国立社会保障・人口問題研究所	今 泉 洋 子
ゴナドトロピン療法の投与方法の工夫	徳島大学	青 野 敏 博
多嚢胞性卵巣症候群(PCOS)に対する最適排卵誘発法の臨床的・基礎的検討	群馬大学	伊 吹 令 人
生殖補助医療における OHSS 発生頻度とその対応について	鳥取大学	寺 川 直 樹
3. 双胎児の出生前評価に関する研究		
双胎児の出生前評価に関する研究	宮崎医科大学	池 ノ 上 克
	自治医科大学	佐 藤 郁 夫
	聖隷三方原病院	宇 津 正 二
	東北大学	岡 村 州 博
	大阪府立母子保健総合医療センター	末 原 則 幸
	鹿児島市立病院	茨 聡

#### 4. 男性不妊の実態及び治療等に関する研究

##### 男性不妊の実態及び治療等に関する研究

東邦大学	三浦一陽
千葉大学	市川智彦
東京歯科大学市川総合病院	石川博通
昭和大学	渡辺政信
聖マリアンナ医科大学	馬場克幸
大阪大学	松宮清美
関西医科大学	六車光英
神戸大学	岡田弘
富山医科薬科大学	太田昌一郎
鳥取大学	山本泰久

# 総 括 報 告

## 平成10年度 厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

### わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究総括報告

主任研究者 矢内原 巧

過去20年、生殖補助医療技術の発達と不妊治療への応用は著しく、本邦においては生殖補助医療施行の施設登録数は500を超えている。この中において排卵誘発剤の使用、方法、対象も従来と異なり広く不妊患者に用いられるようになった。また体外受精・胚移植の応用も広がり、日本産科婦人科学会の報告によれば、凍結胚や顕微授精を含めた体外受精・胚移植によって妊娠出産した児は平成8年度で7,410名であった。これらの医療技術の普及は不妊患者に福音をもたらす一方、多胎妊娠や卵巣過剰刺激症候群などの副作用をもたらし、社会的、倫理的にも問題が提起される事態に到っている。さらに親子関係が法的にも整備されていない配偶子の提供による出産例もあり、今後これら出生児の人権保護についても国を挙げて討議する必要性が生じてきている。減数(胎)手術や配偶子の提供にとどまらず、代理母や借り腹など生殖補助医療技術の応用は止まるところを知らない可能性を秘めている。即ちこれら生殖医療をめぐる諸問題は今や医学的な問題にとどまらず、社会全体に危惧を与えている。本研究事業はこれらの諸問題を背景にわが国における不妊治療の在り方の指針を提示することを目的としている。そこで本研究では以下の分担研究課題を定め総括的にわが国の不妊治療

の在り方について検討を行なった。

#### 1 わが国における生殖補助医療の実態とその在り方

①生殖補助医療技術は日本産科婦人科学会の定めるガイドラインに沿って実施されるべきものであるが、その施行に際し従事する医師がどのように理解しまた考えているか、その結果生じる様々な医学的、社会的、倫理的問題についてどのように考えているかの意識調査を行なった。そのため新たに発足した厚生科学研究「生殖補助医療技術に対する医師および国民の意識に関する研究」において特に医師へのアンケートに協力し医師の本問題に対する意識を重視しその解析を行なっている。また、実際不妊患者の意識については患者団体に別にアンケート調査を依頼し「患者からみた不妊治療の在り方に関する研究」を行なった。患者が負担する経済的問題、配偶子提供、代理母、減数手術などの調査項目ではAIHを除く他の生殖補助技術に対しむしろ否定的意見が多く、また必要な法制化を希望する意見が強い。

②卵巣過剰刺激症候群とVEGFとの関連については臨床上排卵誘発に際し合併する本症候群に対しVEGFが卵胞中に多く存在することから、その発症予知や病態につき

検討し VEGF との関連性を指摘した。

③難治とされ体外受精・胚移植の対象であった卵管閉塞に対し、「卵管鏡下卵管形成法の適応拡大に関する技術的検討に関する研究」では FT 治療が卵管疎通性回復には 92.6%の成功率、妊娠率も 30%を超えるなど有用であることが示されたと同時にその閉塞部位や病因の背景やその限界などの解析を行なった。

## 2 生殖補助医療の安全性に関する研究

①多胎の種類別出産動向調査では 1995 年度減少した四胎のゆるやかな上昇が認められ、また双胎では二卵性児の上昇があった。

②排卵誘発法では多胎妊娠を回避し、いまだ一般に容認されていない減数手術の施行を極力制限するためには多胎の原因である多発排卵の予防が重要である。そのため単一卵胞発育法の開発に重点をおいた。検討の結果 FSH/GnRH pulse 療法、低 FSH step up 法の多胎予防効果が示された。

③卵巢過剰刺激症候群の発生頻度は高くその発症因子は多岐でありまた今だ確立した予防法がないことが示されたが動物実験では IL-8 の制御によりその発症を抑制する可能性が示唆された。

## 3 双胎児の出生前評価に関する研究

単胎に比べハイリスクであり頻度の多い双胎妊娠の母児の安全を確保する必要な具体的方針の提示を目的とした本研究では①母体合併症と妊娠中毒症の対策のために行なう検査項目 ②双胎胎児、胎盤の機能判定に必要な妊娠時期による検査事項 ③推定体重の評価と体重の不均衡の有無の評価 ④安全な分娩時期と方法など検討し今後のデータ収集のための

プロトコールとケースカードの作成を行なった。今後はその評価を行うとともに三胎以上の妊娠についてもその管理の指針を示す検討を行うこととなった。

## 4 男性不妊の実態及び治療に関する研究

男性不妊は不妊原因の重大な要因の一つであるが、わが国におけるその実態に対する調査は全国規模で行われていなかった。そこで本分担研究では全国 1,151 施設にアンケート調査を行ない、更に全国 10 大学病院泌尿器科における男性不妊症の診断や治療について調査した。その結果 ①男性不妊患者が泌尿器科受診患者の中で占める率は 1.96%でその 36.4%が直接泌尿器科を受診、30%は同施設の婦人科からの紹介であった。② 1,369 名の男性不妊患者の不妊原因では精巣因子が 79.7%、精路因子が 14.4%、性機能障害が 5.9%であることが明らかとなった。無精子症は 23.7%を占めた。③治療面では非ホルモン療法が多くまた手術療法では精索静脈瘤患者には 52.6%、精路閉塞症患者には再建術を 59.2%に行なっていることが判った。これらのことから男性不妊は特殊な難治疾患であり夫婦ともの受診システムの確立の必要性が急務である提言があった。

以上のごとく、不妊症の在り方はその原因によってそれぞれ異なり適正な治療、特に体外受精・胚移植などの生殖補助医療技術の適応の選定、厳密な管理による排卵誘発方法の改良、卵巢過剰刺激症候群の発症予防などの問題点とその対策が急務であることが示された。また多胎妊娠における周産期管理の重要性は適正なプロトコールのもと行なう必要があるこ

となどが明らかとなり今後具体的対処方法が提示されよう。男性不妊の調査は更に多数の詳細な検討によってその在り方が示されよう。

不妊治療は単に医療技術の躍進を期待するだけではなく不妊患者の経済的・心理的サポートの重要性、患者を含む国民の意識、理解なくして行ない得ず、社会的かつ倫理的問題とも広く包含している。本研究の目的は初めに述べたごとく、今後の生殖医療の指針を示すものでありそのためには、問題解決に国を挙げて真摯にとり組む必要性があろう。

平成 10 年度 厚生科学研究「子ども家庭総合研究事業」

## わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究

分担研究課題：わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究

### 分担研究報告書

分担研究者：矢内原 巧<sup>1)</sup>

研究協力者：吉村 泰典<sup>2)</sup>

北村 邦夫<sup>3)</sup>

田辺 國士<sup>4)</sup>

- 
- 1) 昭和大学医学部産婦人科
  - 2) 慶應義塾大学医学部産婦人科
  - 3) (社)日本家族計画協会クリニック
  - 4) 文部省統計数理研究所 数値的最適化研究部門

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
（分担）研究報告書

わが国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究

分担研究者 矢内原 巧 昭和大学医学部産科婦人科学教室教授  
研究協力者 田辺 國士  
（文部省統計数理研究所 数値的最適化研究部門教授）  
共同研究者 田原 隆三、藤間 芳郎、岩崎 信爾、丸山 浩之  
（昭和大学医学部産科婦人科学教室）

研究要旨

生殖補助医療医療技術の発展に伴い、従来行われてきた不妊治療は近年飛躍的に進歩したと言ってよい。しかし、これらの医療技術がどの程度応用され、その治療効果がどうであったかについての報告や調査は全国的な規模で行われていない。さらに、本邦の不妊患者や一般の人々が、これらの技術に対してどのように理解しているかについては明らかでない。特に生殖技術の運用が日本産科婦人科学会において定められたガイドラインの範囲内で実施されるべきものであるが、実際の医療ではそれを逸脱していることも考えられる。そこで本研究では、生殖補助医療が不妊治療においてガイドラインが医師のなかでどのように理解されているか、又どのように考えられているか、その結果生じる様々な医学的、社会的、倫理的問題についての意識調査を行なうとともに、生殖補助医療の安全な応用、新たな技術の開発を検討している。そのため、新たに発足した厚生科学研究「生殖補助医療技術に対する医師および国民の意識に関する研究」における調査に際し、特に医師へのアンケートに協力し、医師の生殖補助医療技術に対する意識に重点をしばって解析を試みる。これらの研究は現在進行中である。

A. 研究目的

生殖補助医療の技術の発展とともに、不妊治療は新たな局面を迎えてきた。すなわち挙児を希望する夫婦にとって光明をもたらしている一方で、臨床応用の対象患者、方法が拡大し倫理的問題が生じている。その結果、昨年までの調査で減数手術が水面下で多く施行されていることが明らかとなった。そこで本研究では不妊治療の実態調査を、平成10年度は全国の生殖補助医療実施登録施設に対して、医師が不妊治療に対しどのような意識をもっているかのアンケート調査を行い生殖補助医療を受けている患者の意識調査とともにわが国における生殖補助医療の実態とその在り方

について指針を示すことを目的としている。

B. 研究方法

本邦における不妊検査及び治療の実態を生殖補助医療実施登録施設の医師を対象に、患者の背景を含め治療技術、適応、副作用の発生頻度、種類や治療成績、さらに費用などの点を中心に調査する。問題点についてはその対策と不妊治療の在り方を統括的に検討する。また、本研究は厚生科学特別研究「生殖補助医療技術に対する医師および国民の意識に関する研究」において検討されている本邦での不妊治療に対する医師（402人）、その他の産婦人科医師（400人）、小児科医師（400人）、

不妊患者（804人）及び一般家庭の人達（4,000人）を対象としたアンケート調査と深く関係している。したがってこの研究結果を踏まえて、本研究を全国規模で行なうことで生殖専門施設（405施設）、全国一般産婦人科医師（施設）での不妊治療における検査、治療の実態とこれらに対する医師の意識が明らかとなるとともに、不妊患者及び一般家庭の人達の不妊治療技術に関する考え方も検討する。このことより現状における生殖医療の整理、適正な検査・治療指針（ガイドライン）の提案、総合的な不妊患者への支援制度の具体的提言について検討する。

尚、現在解析中の不妊治療にたずさわる医師についてのアンケート用紙を示す。

### **C. 研究結果、D. 考察及びE. 結論**

現在アンケートの回収作業を終了し、集計中である。結果、考察及び結論については平成11年度において報告する予定である。

### **F. 研究発表**

特になし

### **G. 知的所有権の取得状況**

#### **1. 特許取得**

特になし

#### **2. 実用新案特許**

特になし

#### **3. その他**

特になし

# 生殖補助医療技術についての意識調査

平成11年2月

厚生省  
厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究班」  
主任研究者 矢内原巧 昭和大学産科婦人科学教授  
(問い合わせ先 TEL 03-3784-8670 FAX 03-3784-3732)

日本産科婦人科学会体外受精登録医療機関長の皆様へ

## 生殖補助医療技術についての意識調査へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちは厚生省の厚生科学特別研究「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究」を担当している研究班です。

近年、妻以外の卵子を使用した体外受精や民間会社による精子バンクの精子を使用した人工授精などが行われており、これらの技術については医学的な問題のほか、生まれてきた子どもが誰の子になるのかなど、法的、倫理的、社会的な問題が指摘されています。

こうした問題については、広く国民に開かれた議論がなされる必要があることから、現在、厚生省では、これらの問題について審議会の中に専門委員会を設置し、集中的に検討を行うとともに、インターネットを通じて一般のかたがたのご意見をうかがっているところです。

こうした中で、当研究班では、産婦人科医、小児科医、不妊治療を受けている患者さんがた、そして広く一般のかたがたに対してこのような技術に関する意識調査を行うことといたしました。

この調査の結果は、緊急に取りまとめのうえ厚生省の専門委員会に報告することとなっております。今後の生殖医療の在り方を検討するうえで貴重な資料となります。

調査対象とさせていただいた医療機関の先生がたにおかれましては、ご多忙のことと存じますが、この調査の趣旨、目的をご理解のうえ、調査にご協力くださるようお願い申し上げます。

送付させていただいた封筒には、先生にご記入いただく薄紫色の調査票のほかに、ピンク色の患者用調査票が入った小型の封筒が2通入っています。小型の封筒2通は、先生がこの文書を御覧になった日の翌日以降、不妊治療のために来院した再来患者の最初の2人にお渡しいただき、患者用調査票への回答をご依頼願います。

先生のご記入になった回答済みの調査票は同封の返送用封筒に入れ、厚生省児童家庭局母子保健課あてにご返送ください(締め切りは2月末日です)。郵送については切手を貼る必要はありません。また、患者用調査票には別に返送用封筒を付けてありますので、患者さんから直接、厚生省に郵送いただくこととなります。

なお、当然の事ながら調査票は匿名とし、回収後、統計的に処理いたしますのでご協力いただいた皆様へご迷惑をお掛けすることは決してないことを申し添えます。

また、調査の結果については、5月頃にインターネット(厚生省ホームページ <http://www.mhw.go.jp>) やマスコミ等を通じて発表される予定です。

敬具

<ご記入にあたってのお願い>

- ・この調査は、個人を対象にしていますので、あて名の方がご自身で記入して下さい。
- ・お答えは、Q 1 から順に質問ごとに用意した答えの中から、あてはまるものの番号に○印をつけて下さい。「その他」にあてはまる場合には、( ) 内に具体的な内容を記入して下さい。
- ・「○はひとつ」とある質問では、○はひとつにしぼって下さい。
- ・一部の方だけに答えていただく質問もありますが、その場合は矢印 (→) で示したり、説明がありますので、指示に従ってお答え下さい。

- 1 性 別 ; 1. 男 2. 女
- 2 年 齢 ; \_\_\_\_歳
- 3 婚姻の有無 ; 1. 未婚 2. 既婚 (結婚してからの年数\_\_年) 3. 事実婚 4. 離別 5. 死別
- 4 子どもの数 ; 1. 有り ( 人)  
2. 無し 2-1. 子どもがほしい  
2-2. 子どもはほしくない  
2-3. どちらでもかまわない  
2-4. 特に考えていない
- 5 あなたの勤務先はどちらですか。  
1. 一般診療所  
2. 不妊専門クリニック  
3. 100床未満の病院  
4. 100~300床未満の病院  
5. 300床以上の病院  
6. 大学付属病院
- 6 貴院で可能な管理はどれですか。いくつでも選んでください (○はいくつでも)。  
1. 妊婦管理  
2. 分娩管理  
3. 新生児管理  
4. NICU 管理
- 7 貴院では次の医療を行っていますか。次のうち該当するものに○をつけてください。  
1. 人工授精 1-1. AIH のみ 1-2. AIH と AID の両方  
2. 体外受精 2-1. 夫婦間のみ 2-2. 非夫婦間も含めて  
3. 顕微授精 3-1. 射出精子のみを用いている  
3-2. 精巣上体精子や精巣内精子も用いている  
3-3. 円形精子細胞も用いている  
4. 1~3 の医療を全く行っていない  
4-1. 当面、行う予定はない  
4-2. 将来的には行う予定  
4-3. 行うかどうかは未定
- 8 貴院は日本産婦人科学会に体外受精の実施登録を行っていますか。  
1. 登録している 2. 登録していない

### 不妊治療についての説明

不妊には、男性側、女性側または両者ともに原因がある場合があります。治療としては排卵誘発剤などの薬物療法や卵管の通過障害に対する手術療法のほか、人工授精、体外受精といった生殖を補助するための技術があります。

人工授精とは受精を目的として、人工的に注射器を用いて、精子を子宮などの女性性管内に注入することにより妊娠させる方法です。注入する精子の提供者が夫の場合を配偶者間人工授精（AIH）といい、夫以外の第三者の場合を非配偶者間人工授精（AID）といいます。

体外受精とは卵子と精子を取り出し体外で受精させることをいいます。こうしてできた受精卵を女性の子宮に入れることにより妊娠させる方法です。この場合卵子を取り出す女性に排卵誘発剤の使用や採卵（卵子を体から取り出す）などの身体的負担があり、また、時に副作用を伴うことがあります。

生殖補助医療技術の精子提供者、卵子提供者、出産者の組み合わせ。

	精子	卵子	出産
夫の精子を用いた人工授精（AIH）	夫	妻	妻
第三者の精子を用いた人工授精（AID）	第三者	妻	妻
夫婦間の体外受精	夫	妻	妻
第三者の精子を用いた体外受精	第三者	妻	妻
第三者の卵子を用いた体外受精	夫	第三者	妻
第三者の受精卵を用いた胚移植	第三者	第三者	妻
代理母	夫	第三者	第三者
借り腹	夫	妻	第三者

### （生殖補助医療技術の是非）

Q1 人の生殖に人工的な介入（人工授精や体外受精、顕微授精など）を加えることについてどう考えますか。次のうちからひとつ選んでください（○はひとつ）。

1. 認めてよい    2. 条件付きで認めてよい    3. 認められない    4. わからない

### （技術の適応）

Q2 人工授精（精子を子宮内に注入すること。AIH：夫の精子を使用、AID：夫以外の精子を使用）、体外受精（女性のからだから卵子を採取し、その卵子を精子と体外で受精させ、その受精卵を子宮内に移植すること。）は患者がどのような場合に実施されるべきでしょうか。次の表の各々の技術（AIH、AID、体外受精）について、ひとつ選んでください（1～5のうち○はひとつ）。

	AIH	AID	体外受精
1. 希望すれば誰にでも実施してよい	1	1	1
2. 他に効果的な方法がない者に限定すべき	2	2	2
3. どちらともいえない	3	3	3
4. そもそもこうした技術は認めるべきではない	4	4	4
5. わからない	5	5	5

### （対象者）

Q3 人工授精（AIH、AID）、体外受精の対象者として適当なのは誰でしょうか。次の表の各々の技術（AIH、AID、体外受精）について適当なものをいくつでも選んでください（1～6のうち○はいくつでも）。

	AIH	AID	体外受精
1. 婚姻届を提出した夫婦	1	1	1
2. 婚姻届は提出していないが事実上夫婦関係にあるカップル	2	2	2
3. 独身者		3	3
4. 自然に妊娠する可能性のない高齢者夫婦	4	4	4
5. そもそもこうした技術は認めるべきではない	5	5	5
6. その他（同性同士等）	6	6	6

(第三者の精子を用いた人工授精：AID)

精子	卵子	出産
第三者	妻	妻

Q4 夫以外（第三者）の男性から精子の提供を受けて人工授精を行い妊娠、出産することをどう思いますか。次のうちからひとつ選んでください（○はひとつ）。

1. 認めてよい → Q5へ
2. 条件付きで認めてよい → Q5へ
3. 認められない → Q6へ
4. わからない → Q7へ

Q5 Q4で「1.認めてよい」または「2.条件付きで認めてよい」と答えた方にうかがいます。夫がどのような場合に行うべきでしょうか。次のうちから選んでください（○はいくつでも）。

1. 夫が無精子症の場合
2. 夫の精子に異常がある場合
3. それ以外の場合（ )

} → Q7へ

Q6 Q4で「3.認められない」と答えた方にうかがいます。次のうち、その理由をいくつでも選んでください（○はいくつでも）。

1. 依頼した妻の健康に害がある可能性があるから
2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから
3. 家族（親子）関係が不自然になると思うから
4. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから
5. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから
6. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるから
7. 時間的、金銭的に負担が大きいから
8. 商業的に利用されると思うから
9. それ以外の理由（ )
10. わからない

(第三者の精子を用いた体外受精)

精子	卵子	出産
第三者	妻	妻

Q7 夫以外(第三者)の男性から精子の提供を受けて体外受精を行い妊娠、出産することをどう思いますか。次のうちからひとつ選んでください(○はひとつ)。

1. 認めてよい → Q9へ
2. 条件付きで認めてよい → Q9へ
3. 認められない → Q8へ
4. わからない  
    ↗ Q4で「1.認めてよい、2.条件付きで認める」と答えた方 → Q10へ  
    ↘ Q4で「3.認められない、4.わからない」と答えた方 → Q15へ

Q8 Q7で「3.認められない」と答えた方にうかがいます。次のうち、その理由をいくつでも選んでください(○はいくつでも)。

1. 依頼した妻の健康に害がある可能性があるから
2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから
3. 家族(親子)関係が不自然になると思うから
4. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから
5. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから
6. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるので
7. 時間的、金銭的に負担が大きいから
8. 商業的に利用されると思うから
9. それ以外の理由( )
10. わからない

\*Q4で「1.認めてよい、2.条件付きで認めてよい」と答えた方 → Q10へ

Q4で「3.認められない、4.わからない」と答えた方 → Q15へ

Q9 Q7で「1.認めてよい」または「2.条件付きで認めてよい」と答えた方にうかがいます。夫がどのような場合に行うべきでしょうか。次のうちから選んでください(○はいくつでも)。

1. 夫が無精子症の場合
2. 夫の精子に異常がある場合
3. それ以外の場合( )

Q4またはQ7で「1.認めてよい」または「2.条件付きで認めてよい」と答えた方は ～にお答え下さい。

精子の提供者にはどのような条件が必要でしょうか。次のうちからひとつ選んでください(○はひとつ)。

1. 夫の兄弟等の近親者を除く
2. 夫の兄弟等の近親者に限定する
3. 特に限定する必要はない

精子の提供者は提供を依頼した夫婦に対して匿名にすべきですか

1. 匿名にすべき
2. 匿名にすべきでない
3. どちらでもよい

一人の精子提供者から出生する子どもの数を制限すべきですか。

1. 制限すべき
2. 制限しなくてよい

精子提供者はすでに健康な子どもがいる者に限定すべきですか。

1. 限定すべき
2. 限定しなくてよい

精子提供者は自分の妻の同意をとるべきですか。

1. とるべきである
2. とらなくてよい

Q15 親子関係を考えた場合、夫以外(第三者)の男性の精子を用いてAIDまたは体外受精を行い、生まれた子どもをどのようにすべきでしょうか。次のうちからひとつ選んでください(○はひとつ)。

1. 夫と妻の実子とする
2. 夫の養子、妻の実子とする
3. 夫と妻の養子とする
4. その他( )
5. わからない



(第三者の受精卵を用いた胚移植)

受精卵：精子と卵子が合体したもの

精子	卵子	出産
第三者	第三者	妻

Q25 夫婦の両方の原因で子どもができない場合に、第三者から提供された精子と卵子からできた受精卵を夫婦が利用し妊娠、出産することについてどう思いますか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 認めてよい → Q26 へ
2. 条件付きで認めてよい → Q26 へ
3. 認められない → Q27 へ
4. わからない → Q28 へ

Q26 Q25 で「1.認めてよい」または「2.条件付きで認めてよい」と答えた方にうかがいます。受精卵を提供する人にはどのような条件が必要でしょうか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 夫婦の兄弟姉妹等の近親者は除く
  2. 夫婦の兄弟姉妹等の近親者に限定する
  3. 特に限定する必要はない
- } → Q28 へ

Q27 Q25 で「3.認められない」と答えた方にうかがいます。次のうち、その理由をいくつでも選んでください (○はいくつでも)。

1. 依頼した妻の健康に害がある可能性があるから
2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから
3. 卵子を提供する女性の健康に害がある可能性があるから
4. 家族 (親子) 関係が不自然になると思うから
5. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから
6. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから
7. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるので
8. 時間的、金銭的に負担が大きいから
9. 商業的に利用されると思うから
10. それ以外の理由 ( )
11. わからない

Q28 親子関係を考えた場合、夫婦以外 (第三者) の受精卵を用いて生まれた子どもの法律上の親は誰にすべきでしょうか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 依頼者夫婦の実子とする
2. 依頼者夫婦の養子とする
3. わからない

(代理母)

精子	卵子	出産
夫	第三者	第三者

Q29 夫婦のうち、妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の女性に人工授精しその女性に妊娠、出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすることを代理母といいます。このような方法を用いて子どもをつくることをどう思いますか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 認めてよい → Q30 へ
2. 条件付きで認めてよい → Q30 へ
3. 認められない → Q33 へ
4. わからない → Q34 へ

Q29で「1.認めてよい」または「2.条件付きで認めてよい」と答えた方は Q30～Q32 にお答えください。

Q30 代理母となる女性にはどのような条件が必要でしょうか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 妻の姉妹等の近親者は除く
2. 妻の姉妹等の近親者に限定する
3. 特に限定する必要はない

Q31 代理母となる女性は依頼者の夫婦に対して匿名にすべきですか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 匿名にすべき
2. 匿名にすべきでない
3. どちらでもよい

Q32 代理母となる女性が報酬を得て商業的に行うことを認めますか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 報酬を得て商業的に行うことを認める
  2. 妊娠中の生活保証などの実費を得ることを認める
  3. 妊娠、分娩等の医療費のみとし、その他は認めない
  4. その他 ( )
- } → Q34 へ

Q33 Q29で「3.認められない」と答えた方にうかがいます。次のうち、その理由をいくつでも選んでください (○はいくつでも)。

1. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから
2. 代理母となる女性の健康に害がある可能性があるから
3. 家族(親子)関係が不自然になると思うから
4. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから
5. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから
6. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるので
7. 時間的、金銭的に負担が大きいから
8. 商業的に利用されると思うから
9. それ以外の理由 ( )
10. わからない

Q34 親子関係を考えた場合、このような代理母から生まれた子どもをどのようにすべきでしょうか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 依頼者夫婦の実子とする
2. 依頼者の夫の実子、依頼者の妻の養子とする(出産した女性の実子)
3. 出産した女性が婚姻している場合には、その夫婦の実子とする
4. その他 ( )
5. わからない

(借り腹)

精子	卵子	出産
夫	妻	第三者

Q35 夫婦のうち、夫の精子と妻の卵子が使用できるが、子宮摘出等により妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて、その女性に子どもを出産してもらうことを借り腹出産といいます。このような方法を用いて子どもをつくることをどう思いますか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 認めてよい → Q36へ
2. 条件付きで認めてよい → Q36へ
3. 認められない → Q39へ
4. わからない → Q40へ

Q35で「1.認めてよい」または「2.条件付きで認めてよい」と答えた方は [Q36]～[Q38] にお答え下さい。

[Q36] 借り腹出産をする女性にはどのような条件が必要でしょうか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 妻の姉妹等の近親者に限定する
2. 妻の姉妹等の近親者は除く
3. それ以外の条件 ( )

[Q37] 借り腹出産をする女性は依頼した夫婦に対して匿名にすべきですか。

1. 匿名にすべき
2. 匿名にすべきでない
3. どちらでもよい

[Q38] 借り腹となる女性が報酬を得て商業的に行うことを認めますか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 報酬を得て商業的に行うこと認める
  2. 妊娠中の生活補償などの実費を得ることのみ認める
  3. 妊娠、分娩等の医療費のみとし、その他は認めない
  4. その他 ( )
- } → Q40へ

Q39 Q35で「3.認められない」と答えた方にうかがいます。次のうち、その理由をいくつでも選んでください (○はいくつでも)。

1. 依頼した妻の健康に害がある可能性があるから
2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから
3. 借り腹出産をする女性の健康に害がある可能性があるから
4. 家族(親子)関係が不自然になると思うから
5. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから
6. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから
7. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるので
8. 時間的、金銭的に負担が大きいから
9. 商業的に利用されると思うから
10. それ以外の理由 ( )
11. わからない

Q40 親子関係を考えた場合、仮にこのような借り腹出産により生まれた子どもをどのようにすべきでしょうか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

1. 依頼者夫婦の実子とする
2. 依頼者の夫の実子、依頼者の妻の養子とする (出産した女性の実子)
3. 出産した女性が婚姻している場合には、その夫婦の実子とする
4. その他 ( )
5. わからない